

大阪府放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱

1. 趣旨・目的

この要綱は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための大坂府知事（以下、「知事」という。）が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定する。

認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

2. 実施主体

認定資格研修の実施主体は大阪府とする。

ただし、知事は認定資格研修を実施する上で適当と認める市町村（特別区を含む。以下同じ。）、民間団体等に事業の一部を委託することができる。

3. 実施内容

（1）研修対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。ただし、大阪府内の放課後児童クラブに従事している者、又は現住所地が大阪府内である者に限るものとする。

（2）定員

1回の認定資格研修の定員は、おおむね100名程度とする。

ただし、認定資格研修の効果に支障が生じない限り、状況に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね100名程度を上回る定員を設定することができる。

（3）研修項目・科目及び研修時間数（24時間）等

研修項目、研修科目及び研修時間数等については、別紙のとおりとし、状況に応じて研修科目等を追加して実施することができる。

また、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施するものとする。

特に、講師の選定に当たっては、別紙の講師要件を参考として、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する。

（4）研修期間等

1回の認定資格研修については、原則として2～3か月以内で実施するものとする。

ただし、状況に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内で実施することができる。

また、認定資格研修の時間帯及び曜日の設定については、状況に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するものとする。

（5）研修の教材

認定資格研修の教材は、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙）及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」を使用する。なお、上記に加えて、研修カリキュラムを適切に実施する上で適當なものを使用することも可能とする。

（6）科目の一部免除

知事は、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除することができるものとする。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2-⑥ 障がいのある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙の「2-⑥ 障がいのある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

(7) 既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県、指定都市又は中核市（以下、「都道府県等」という。）に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、知事は、放課後児童支援員認定資格研修修了証明申請書（様式第1号-①）による受講者の申請により「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を発行することができるものとする。

なお、一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日までとする。

(8) 修了評価

大阪府は、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

(9) 修了の認定・修了証の交付

知事は、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当し、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」（様式第2号-①）及び「放課後児童支援員認定資格研修修了証（携帯用）」（様式第2号-②）を交付するものとする。なお、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する見込みの者が研修を修了した場合、知事は、当該者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当したことを確認した後、修了証を発行する。

ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。

4. 実施手続

受講希望者は、受講の申込みをするに当たっては、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由して、別に定める様式による受講申込書、基準第10条第3項の各号等のいずれかに該当することを証する書類及び受講者本人であることを証する書類（以下、「受講申込書等」という。）を大阪府へ提出するものとする。

市町村は、受講申込書等を大阪府へ提出するに当たっては、受講申込書等により、受講希望者が基準第10条第3項の各号等のいずれかに該当するかについて、確実にその確認を行うこととする。なお、受講者が5の（4）①～④のいずれかに該当する者であると認める場合、大阪府は関係する市町村と協議のうえ、受講の適否を検討する。

5. 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

大阪府は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等を記載した「大阪府放課後児童支援員認定者名簿」を作成するものとする。また、大阪府は、大阪府内の指定都市及び中核市（以下、「指定都市等」という。）からの報告を受けて、指定都市等が作成する「○○市放課後児童支援員認定者名簿」の内容を「大阪府放課後児童支援員認定者名簿」に反映させ、指定都市等が「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者も含めて管理するものとする。

(2) 認定者名簿の管理

大阪府は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

知事は、認定を受けた者から、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更が生じたこと、又は修了証を紛失（又は汚損）したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(4) 認定の取消

知事は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができるものとする。

- ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合
- ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合
- ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

6. 研修会参加費用

研修参加費用のうち、テキスト等資料に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び研修中の宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

7. その他

この要綱に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項については、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年8月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日から平成32年3月31日までの間においては、3.（1）中「従事しようとする者」とあるのは、「従事しようとする者又は従事している者」とする。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年8月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。